

山田特許事務所 特許関連業務料金表

(2018年5月25日更新)

1. 特許出願パック固定料金 (発明相談、出願書類作成、出願までを含む)

特許出願後3年以内に審査請求しない場合、出願みなし取下げとなります

当所費用 ¥300,000
(特許庁) 出願印紙代 ¥14,000
合計 ¥314,000

2. 中間処理パック固定料金 (審査請求及び全ての拒絶理由通知に対する応答を含む)

審査請求後 拒絶理由通知に対して意見書・補正書の提出による応答が必要となります (通常1~3回)

当所費用 ¥300,000
(特許庁) 審査請求料印紙代 ¥118,000+請求項数×¥4,000
合計 ¥422,000~¥458,000程度

3. 特許査定の場合

(当所) 特許料納付手数料 ¥30,000
(当所) 成功謝金 ¥60,000
(特許庁) 特許料第1~3年各年印紙代 ¥2,100+請求項数×¥200

4年分以降も一括納付可

3. 拒絶査定の場合

- ・分割出願
- ・拒絶査定不服審判請求
- ・放棄

その他当所費用

緊急料(受任時から書類校閲日まで1月以内)¥30,000/(2週間以内)¥60,000/(5労働日以内)¥120,000
特許出願前の簡易先行技術調査 ¥80,000~
特許維持年金納付手数料 ¥30,000/回
出願人名義変更等の書誌的手続 ¥40,000

オプション手続当所費用

審査請求料の減免申請 (審査請求料減免申請書類の作成及び提出) *1 ¥40,000
早期審査の申請 (早期審査の事情説明書の作成及び提出) *2 ¥60,000
特許料の減免申請 (特許料減免申請書類の作成及び提出) *1
審査請求時の証明書を援用できる場合 ¥20,000
審査請求時の証明書を援用できない場合 ¥40,000

*1...審査請求料/特許料は出願人が満たす要件に応じて、半額軽減/1/3に軽減/免除になります。
*2...早期審査の申請をして早期審査の対象と認められた場合、審査請求から特許又は拒絶査定となるまでの期間が通常は2~3年のところ、半年程度となります。

上記料金適用条件

1. 前金として対応し、請求書発行後の入金確認を以って正式に業務を受任致します。
2. 法定期限がない手続については緊急でない事件として3カ月以内を目安に対応致します。
3. 分割出願、審判請求、特許庁審査官との面接審査等の意見書・手続補正書提出以外の実体的手続については別途費用請求させていただきます。